

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

対象期間:2021年1月1日～12月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額} \times 100}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数: 2人 (2022年6月1日付け派遣労働者数)

派遣先の数: 2事業所 (2021年度派遣先事業所数)

労働者派遣に関する料金額 : 29,961円 (2021年度労働者派遣に関する料金の平均額)

派遣労働者の賃金額: 31,589円 (2021年度派遣労働者の賃金の平均額)

マージン率: -5.43% (2021年度マージン率の平均) 派遣料金平均

(マイナスマージン率になりますが、派遣事業のみで会社運営しておりませんので会社運営に支障ありません)

教育訓練に関する事項: (派遣就業前、安全衛生・社会人マナー・5S教育等の研修実施)

(派遣就業後、職能別訓練及び、階層別訓練等の研修実施)

上記労使協定の有効期限: 2022年4月1日～2023年3月31日

労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無: 有

上記労使協定の対象となる 労働者の範囲: 全ての派遣労働者

キャリアコンサルティング 相談窓口及び連絡先: 総務部 042-770-9002